

広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三号

広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島県警察関係手数料条例施行規則（平成十二年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手数料の徴収時期） 第二条（略） 一（略） 二 条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項に規定する免許証交付手数料（法第九十五条の二十一項の規定による交付を除く。） 運転免許証を受領する時 三 条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項に規定する特定免許情報記録手数料（記録）（一から四までに規定するもの及び六に規定するもの（法第九十二条第一項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付と同時に記録を受ける場合に限る。）に限る。） 特定免許情報を記録する時 四 条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項に規定する特定免許情報記録手数料（書換え） 特定免許情報を書き換える時 五（略）	（手数料の徴収時期） 第二条（略） 一（略） 二 条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項に規定する免許証交付手数料 運転免許証を受領する時 三（略）

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。